# 事業者のみなさまへ

## 事業活動に伴い騒音・振動を発生する事業所は、吉川市環境保全条例により規制の対象となります

吉川市環境保全条例では、騒音規制法、振動規制法又は埼玉県生活環境保全条例の対象とならない事業所も、規制の対象となります。

工場・事業所の操業にあたっては、規制基準を守り、周辺の生活環境を保全するよう努めてください。

## 騒音・振動の規制基準

騒音

（単位：デシベル）

| 区域区分＼時間区分 | 昼間<br>午前8時から<br>午後7時まで | 朝・夕<br>午前6時から午前8時まで<br>午後7時から午後10時まで | 夜間<br>午後10時から<br>午前6時まで |
|---|---|---|---|
| 第1種<br>第1種低層住居専用地域<br>第2種低層住居専用地域<br>第1種中高層住居専用地域<br>第2種中高層住居専用地域 | 50 | 45 | 45 |
| 第2種<br>第1種住居地域<br>第2種住居地域<br>準住居地域<br>用途地域以外の地域 | 55 | 50 | 45 |
| 第3種<br>近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域 | 65 | 60 | 50 |
| 第4種<br>工業地域<br>工業専用地域 | 70 | 65 | 60 |

振動

（単位：デシベル）

| 区域区分＼時間区分 | 昼間<br>午前8時から<br>午後7時まで | 朝・夕<br>午前6時から午前8時まで<br>午後7時から午後10時まで | 夜間<br>午後10時から<br>午前6時まで |
|---|---|---|---|
| 第1種<br>第1種低層住居専用地域<br>第2種低層住居専用地域<br>第1種中高層住居専用地域<br>第2種中高層住居専用地域 | 60 | 55 | |
| 第2種<br>第1種住居地域<br>第2種住居地域<br>準住居地域<br>用途地域以外の地域 | | | |
| 第3種<br>近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域 | 65 | 60 | |
| 第4種<br>工業地域 | | | |

問合せ　吉川市市民生活部環境課　048－982－9698